

障害者福祉システム等標準化検討会 第1回議事概要

日時：令和3年8月18日（水）13:30～15:05

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出席者（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学人間福祉学部教授

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

出席 宮田 宏之 小山市総務部情報政策課 主任（代理出席）

出席 鈴木 清由 千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課長

出席 藤井 輝文 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 課長補佐

出席 谷口 正 葛飾区政策経営部情報システム課長

出席 和田 隆彦 二宮町健康福祉部福祉保険課長

出席 日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部 企画部長

出席 小林 佳則 Gcomホールディングス株式会社 ソリューションビジネス推進部
ソリューション導入課長

出席 井澤 聡 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

出席 梅香 一也 株式会社電算 公共ソリューション3部 主幹

出席 佐藤 亮介 株式会社アイネス 公共ソリューション本部 プロダクト開発第二部
担当部長

出席 片上 誠一 株式会社IJC 情報システム部 パッケージシステム課長

出席 近藤 誠 日本電気株式会社 公共システム開発本部 主任

出席 福田 佳孝 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部
社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

出席 尾崎 智晴 政府CIO補佐官（厚生労働省担当）

欠席 赤澤 公省 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

出席 源河 真規子 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

出席 須磨田 正弘 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

出席 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任

（オブザーバー）

出席 丸尾 豊 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐

出席 清水 康充 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐

出席 米井 駿 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

出席 前田 みゆき 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 政府CIO補佐官
出席 羽田 翔 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 意見照会の集約結果について
3. 検討・課題事項について
4. スケジュールについて
5. データ要件・連携要件について
6. 標準仕様書案の決定について
7. その他

【議事概要】

○後藤構成員

- ・障害者手帳の交付等、一部の事業では都道府県が事務執行を行っている認識している。その中で、これまでは市町村が事務執行を行っている前提で議論を進めてきたが、都道府県が事務執行を行っている事業についてはどのように整理を行ったのか確認したい。
- ⇒（事務局）都道府県が事務執行を行っている手帳の発行等については、政令指定都市も事務執行を行っている。そのため、政令指定都市が必要とする要件を標準仕様書へ記載しており、都道府県においても要件を満たしていると考えている。一方で都道府県独自の要素としては複数自治体の対象者への通知など、政令指定都市に無い要件がある。こちらについては現時点では議論されていない状況である。
- ⇒（後藤構成員）都道府県により事務処理が異なる場合が想定されるため、入念に確認されるとよいと考える。
- ⇒（生田座長）特殊な場合も含まれるとのことであるため、事務局にて更なる検討をお願いしたい。
- ⇒（厚生労働省情参室）これまでは市町村事務をベースに議論を進めていたが、都道府県も少なからず福祉行政の事務に係わっていることから、市町村事務に限って議論を進めるのではなく都道府県の事務も含めて議論する必要があると認識している。
- ⇒（事務局）都道府県側の事務も含めて議論する必要があると認識している。ただし、今回の意見照会の回答では都道府県自体がシステム標準化法の対象になっている認識が薄いように感じられた。そのため、今一度、関係省庁より、都道府県へ標準化法の範囲事務について周知をお願いしたい。その上で検討・課題一覧に記載の上、引き続き検討させていただく。
- ⇒（生田座長）当課題は、令和3年度下期検討と考えてよい。
- ⇒（事務局）下期に検討するが、対応の必要性・対応範囲からの検討となる。
- ⇒（内閣官房IT室）都道府県が対象になるかは、これまで正式に議論してこなかったところである。標準化法では「地方公共団体情報システム」となっており、都道府県を排除しているわけではないのが実情である。まずは市町村を優先して検討してきたが、都道府県の取扱いについては議論、検討していく合理性があるかもしれないため、今後の1.1版に向けて検討していければと考

える。

- ・住民基本台帳との連携についての意見があがっていたが、障害者福祉システムとして連携により得た住民基本台帳のデータをミニデータとして保持するのが適切なのか確認したい。
 - ⇒（厚生労働省障害部）今回の意見照会においては機能要件や帳票要件を主に整理している。各システム間の連携については、内閣官房IT室を中心に9月以降に連携要件として検討を進める予定である。
 - ⇒（内閣官房IT室）連携要件については内閣官房IT室が中心となって検討を進める予定であるが、何の連携が必要なのかは各システムの機能要件として記載する必要があると認識している。
 - ⇒（後藤構成員）個人の情報は必要最小限の保持とする個人情報保護の考え方を踏まえると、障害者福祉システムの中に住民基本台帳の全件のデータを保持する必要はないと考える。一方で、住民基本台帳システムとのリアルタイム連携の困難性、大量処理時の運用性を踏まえて、サブセットを保持している場合が多いことは認識している。今後、IT室にてデータ連携は整理していくとのことであるが、ベースレジストリとしての基礎的情報との連携も含めて、中期的に熟議してほしい。
 - ⇒（事務局）連携要件についての議論については厚生労働省障害部、内閣官房IT室の意見のとおりであるが、障害者福祉システム上に住民基本台帳のデータをサブセットとして保持するか否かの議論はこれまでされていないと認識している。検討・課題一覧に記載の上、引き続き検討させていただく。

○内閣官房IT室

- ・標準仕様書1.0版案について、例えば以下の意見があるため、1.1版に向けて議論したい。
 - ① 実装必須機能はベンダが実装すべきもの以外に意味はないため、その書きぶりの認識合わせが必要である。
 - ② 帳票レイアウトを参考と言っていいのか、その意味するところの認識合わせが必要である。

○尾崎構成員

- ・（資料2の13ページ）No1の1の回答内容のある「定例払い」は「定時払い」の誤りか。
 - ⇒（事務局）特別児童扶養手当においては、年3回の支払いを、支払月を決めて行っているため「定例払い」という表現にしている。
- ・（資料2の15ページ）「行政区」を「管理場所」で指定するという意味か。行政区＝管理場所に違和感があるので確認させてほしい。
 - ⇒（事務局）管理場所は政令指定都市においては各区役所を指しており、複数の福祉事務所を設置している自治体においては各福祉事務所を指している。「管理場所」を「行政区」と表記した場合、福祉事務所の項目名が適切ではないため、システム標準仕様書上は「管理場所」としている。

○島添構成員

- ・（資料5）都道府県が設置している福祉事務所や保健所も市町村と同様に連携要件、データ要件に

即したシステムが構築されるという認識で問題ないか。

⇒（内閣官房IT室）各システムでの検討において、都道府県の事務が標準化の範囲に該当するとなるのであれば、連携要件、データ要件にて定めていくものとする。

○千葉市構成員

- ・（資料5の3ページ）「②自治体の業務効率改善」において「目指すべき姿」として「データ移行に時間もお金もかからない」と記載があるが具体的にどのように実現するのか。特に費用面についてのイメージがあれば示してほしい。

⇒（内閣官房IT室）「目指すべき姿」に向けては、これから検討していくべき内容であると認識しているが、データ移行に関する現状の課題としては資料5の6ページが考えられる。データ要件を定める中でこれらの課題に対して取り組む予定である。

○後藤構成員

- ・資料5の13ページのスケジュールと資料4-2のスケジュールの内容や時期は整合性がとれているのか。

⇒（事務局）整合性をとる必要があると認識しているため、9月に予定している第2回障害者福祉システム等標準化検討会に向けて関係各所と調整した上で、ご提示できるように進める。

- ・地域情報化プラットフォームはAPPLICでの議論・整理がされていると理解している。その中で障害者福祉について、地域プラットフォームの検討に厚生労働省は参加されているのか確認させてほしい。

⇒（厚生労働省障害部）厚生労働省は参加していない。

⇒（事務局）ベンダが参加し議論を進めている。

- ・（資料5の13ページ）障害者福祉システムのデータ要件は、内閣官房IT室よりいつ提示される予定か。

⇒（内閣官房IT室）障害者福祉システムのデータ要件の提示時期は年内を予定している。そのためにも厚生労働省および事務局へ協力をお願いしたい。

⇒（後藤構成員）第1グループ内における連携の整理も留意してほしい。

○生田座長

- ・「障害者福祉システム標準仕様書案」の決定にあたり、意見はあるか。

⇒（後藤構成員）決定に賛成である。

⇒（生田座長）その他、疑義等はないため「障害者福祉システム標準仕様書案」を決定とする。

以 上